

第15回市町村対抗子ども駅伝大会

運営等業務委託にかかる委託事業者募集要領

1. 適用

この要領は、「第15回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務」を委託する事業者を選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものです。

2. 一般事項

(1) 委託業務名

第15回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務委託

(2) 事業目的

本県の子どもの体力低下が懸念される中、長距離走の普及を通して子どもたちの体力向上を図ることは有効な手段である。そこで、大会を通して子どもの健全育成を図るとともに、スポーツ全般に必要な基礎体力や連帯感を養い、また市町村対抗で実施することにより、県民の意識を高揚させ、県民が一体となって盛り上がることのできる伝統的な行事として定着させることを目的とする。

(3) 委託内容

- ①大会備品及び会場設営の手配に関すること。
- ②開会式・閉会式運營業務に関すること。
- ③大会記録計時の手配に関すること。
- ④参加賞の手配に関すること。
- ⑤役員用弁当の手配に関すること。
- ⑥本大会を盛り上げるための自主提案に関すること。
- ⑦廃棄物の処理に関すること。
- ⑧その他、市町村対抗子ども駅伝実行委員会が指示する業務に関すること。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和2年3月19日まで

(5) 委託料上限額

3,950千円（消費税及び地方消費税を含みます。）

(6) 企画提案書提出について

公募型により実施します。

参加者の企画力や具体的な事業実施に関する実行力等を「提案」を通して評価し、委託事業者を選定するものです。事業の実施にあたっては、必ずしも委託事業者の提案どおりに実施するものではありません。

(7) 提案方法

単独提案によるものとします。

(8) 担当部署

市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会事務局（奈良県くらし創造部スポーツ振興課内）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟2階

Tel : 0742-27-8317 Fax : 0742-23-7105

e-mail : sports@office.pref.nara.lg.jp

3. 募集する提案書の内容

別紙仕様書を参照してください。

4. 提案者の資格

本件委託業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 銀行の取引停止、又は差し押さえを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (8) 参加意向申出書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留（以下「指名停止等」という。）の措置を受けていない者であること。

- (9) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加有資格者で、主たる営業種目を「Q5（広告・イベント業務）」で登録している者で、県内に事務所を置く者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- (10) 次のいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - (イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - (ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - (カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたって、その相手方が上記（ア）から（オ）のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (キ) 本契約に係る下請け契約等にあたって、（ア）から（オ）のいずれかに該当するものをその相手方としていた場合（（カ）に該当する場合を除く。）において、実行委員会が実行委員会との契約の相手方に対して請負契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (11) 契約締結後、契約の相手方が（10）（ア）から（キ）のいずれかに該当すると認められるとき、または、下記の場合には契約を解除することがある。なお、この場合、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。
- (ア) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を実行委員会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

5. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、以下の遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - (ア) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条）に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - (イ) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継

- 続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (ウ) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (エ) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- (オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本事業の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

6. 参加方法

参加を希望される場合は、参加意向申出書及び提案書をそれぞれの指定期限までに提出してください。提出方法は、持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法により、提出期限必着とします。

なお、提出された参加申込書等の内容、参加資格条件等について審査し、参加資格を満たさないと認められる場合等は非選定の通知を行います。

(1) 参加意向申出書(様式1～3)の提出

① 提出期間

令和元年11月8日(金)から11月20日(水)まで。ただし、県の休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとします。

② 提出場所

2. 一般事項 (8) 担当部署 に同じ

③ 提出書類

- ・参加意向申出書(様式1)
- ・参加資格調書(様式2)
- ・誓約書(様式3)

ただし、参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書を提出した者は、参加手続き期間内に参加意向申出書記載事項変更届出書(様式1-2)を添えて、改めて参加意向申出書を提出しなければなりません。

④ 参加意向申出書及び参加資格調書等にかかる選定結果の通知

実行委員会は、③により選定した結果を提案資格確認結果通知書(様式5)により、参加意向申出者に通知します。

③により選定した結果、選定されなかった提案者は、その理由の説明を求められるものとし、説明を望む提案者は、非特定通知書の通知日から起算して5日(閉庁日を除く。)以内に、実行委員会へ書面により提出しなければなりません。

ん。実行委員会は、この書面の提出があった場合は、非選定・非特定理由説明書（様式8）により提案者に回答するものとします。

(2) 提案書の提出

6. (1) .④により提案資格者と選定された旨の通知を受けた者は、提出期間内に必要書類を提出してください。

①提出期間

令和元年11月20日（水）から12月4日（水）まで。ただし、県の休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとします。

②提出場所

2. 一般事項 (8)担当部署 に同じ

③提出書類

1) 提案書（様式4、4-1、4-2 ただし、添付資料は様式自由とし、社名および社名を連想させるロゴ等は記載しないこと、A4用紙10枚程度） 8部

業務の提案事項	
1. 事業のイベント性を高める工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会を盛り上げるための企画・提案 ・ 出場者にとって記念になるような企画・提案
2. 事業を円滑に実施する工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な会場配置の提案 ・ 参加者の安全性、快適性に最大限配慮した、適切な大会運営の提案 ・ 円滑で効率的な式典運営の提案

2) 実施体制（様式自由） 8部（うち、7部は社名および社名を連想させるロゴ等を記載しないこと）

責任者及び担当者を明記し、各人の過去の業務実績、業務上の資格を記載してください。

3) 受注実績（様式自由） 8部（うち、7部は社名および社名を連想させるロゴ等を記載しないこと）

本業務と類似した業務実績内容を記載し提出してください。

4) 見積書（様式自由） 8部（うち、7部は社名および社名を連想させるロゴ等を記載しないこと）

費用は委託者選定の評価項目とするとともに、契約の参考とします。

5) 会社概要 1部

会社名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業

務内容等の記載された会社概要書を提出してください。

7. 企画提案書の取り扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属し、実行委員会は(2)のただし書きの場合、企画提案書等は無償で使用する権利を持つものとします。
- (2) 企画提案書等は、本業務委託業者の特定以外に提案者に無断で使用しないものとします。ただし、委託業者として特定を行うために必要な範囲において、又は、公開等の際に複製を作成することがあります。

8. 資料の配布について

(1) 配布資料

- ① 第15回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務委託にかかる委託事業者募集要領（本書）
- ② 第15回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務仕様書
- ③ 各種様式

(2) 配布期間

令和元年11月8日（金）から12月4日（水）まで。ただし、担当部署における交付・閲覧は、県の休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 配布場所

2. 一般事項 (8)担当部署 に同じ

なお、上記8. (1)の資料は、奈良県くらし創造部スポーツ振興課ホームページからも入手可能です。

9. 質問及び回答

(1) 受付期間

令和元年11月25日（月）から11月27日（水）まで。ただし、県の休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとします。

(2) 質問方法

質問書（様式9）に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAX又は電子メールにて送付してください。（審査の内容に関係しない簡易な質問内容を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。）

(3) 提出場所

2. 一般事項 (8)担当部署 に同じ

(4) 質問内容に対する回答

上記の受付期間内に受理した質問内容を全てまとめ、参加申込書の提出があった全事

業者宛に、令和元年11月28日（木）午後5時までに（予定）FAX又は電子メールで回答します。

10. 企画提案書の特定方法及び結果の発表について

(1) 企画提案書の特定方法

実行委員会が設置した審査会が評価を行います。

(2) 企画提案書を特定するための審査基準

(1)の審査会は、別紙1の「第15回市町村対抗子ども駅伝大会運営等業務委託にかかる事業者選定基準」に基づき評価を行い、最も評価の高い一事業者を最優秀提案者として特定します。

(3) ヒアリングの実施

(1)の審査会は、企画提案書を評価するにあたり、提案者から企画提案内容にかかるヒアリングを行います。提案者は、下記により提案内容のプレゼンテーションを行ってください。

①実施日程

令和元年12月16日(月)午後予定（後日、提案者に対し詳細を連絡します。）

②実施場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁5階 記者会見室

③留意事項

- ・ヒアリング時間は質疑応答を含めて30分程度を予定しています。
(提案者からの説明15分、質疑応答15分)
- ・ヒアリングの参加者は3名以内とします。

(4) 審査結果について

審査結果は、全提案者に通知します。

9.(2)により特定された提案者に対して、県は特定通知書（様式6）により通知するとともに、特定されなかった提案者に対して、非特定通知書（様式7）により通知します。

(5) 非特定理由の説明申請

9.(2)の審査の結果、特定されなかった提案者は、その理由の説明を求めることができるものとします。説明を望む提案者は、非特定通知書の通知日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、実行委員会へ書面により提出しなければなりません。

実行委員会は、この書面の提出があった場合は、非選定・非特定理由説明書（様式8）により提案者に回答するものとします。

11. 契約の締結

審査の結果、特定された最優秀提案者を受託者とし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に基づき業務委託契約を締結します。

契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定した後、に決定するものとし、契約に際しては、正式の見積書を提出していただくことになります。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を

受託者として、同様の手続きを行うこととします。

12. 契約の不締結

最優秀提案者の特定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては非常勤の者を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、実行委員会が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

13. 契約の解除

契約締結後、契約者について12の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、12の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、契約者に重大に瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合

は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとします。

14. 留意事項

(1) 募集要領の承諾

参加申込者は、参加意向申出書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 一括再委託の禁止について

特定された委託業者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることは出来ません。

(3) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。

なお、これらの書類については、本業務以外の目的では使用しません。

(4) 提案書の追加、修正等

提出された提案書の差替、追加、及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めません。

(5) 提案書にかかる費用負担

提案書の作成、提出、ヒアリング等に要する費用は、各参加者の負担とします。

(6) 提案者の失格

参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続き期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、該当する者が受託業者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行います。

①上記4. 提案者の資格に定めた資格が備わっていないとき。

②複数の提案書を提出したとき。

③提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

④提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑤提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。

⑥その他不正な行為があったとき。

(7) 入札参加停止措置の取扱い

提出書類の提出後、契約締結までの手続期間中に参加者が入札参加停止措置の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、該当する者が受託業者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行います。

(8) 提案の辞退

提出書類を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに「2. 一般事項 (8) 担当部署」まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出をしてください。

(9) 知的所有権の帰属

この委託業務の履行の過程で得られた資料、図表等の著作権その他の一切の知的所有権は実行委員会に属するものとします。

(10) 募集及び契約の中止について

この事業の募集及び契約については、実行委員会の都合により中止することがあります。この場合、実行委員会は損害賠償義務を負わないものとします。

(11) 進捗状況の報告及び協議

委託業務の履行の際には、1ヶ月ごとに業務の進捗状況を実行委員会へ報告し、業務上で実行委員会の判断が必要な場合は随時協議の上進めるものとします。

(12) その他

その他の定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令並びに奈良県が制定する関係条例その他規則等に従うものとします。

別紙 1

第 15 回市町村対抗子ども駅伝大会
運営等業務委託にかかる事業者選定基準

評価項目	内容	配点
事業のイベント性を高める工夫および、円滑に運営する工夫について	・大会を盛り上げるための企画が提案されている。	20
	・出場者にとって記念になるような企画が提案されている。	10
	・適切な会場配置が提案されている。	15
	・参加者の安全性、快適性に最大限配慮した、適切な大会運営が提案されている。	15
	・円滑で効率的な式典運営が提案されている。	10
業務遂行能力	・業務管理、進捗管理体制 ・業務を遂行する十分なスタッフ体制の整備	10
	・業務遂行能力 ・信頼性	10
経費算定について	・仕様書を参考に業務を受託した場合の見込み経費とその積算根拠	10
合計		100